

教育委員会会議録

令和5年5月12日（金） 午後2時30分 開会
午後3時50分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長
坂川智教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、
細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長
小野内茂喜あいちの学び推進課長、橋本具征高等学校教育課長
水谷政名義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
兒玉真由美 ICT教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長
松本明博総務課担当課長、川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2）愛知県学校教育情報化推進計画について

兒玉 ICT教育推進課長が、愛知県学校教育情報化推進計画について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3）令和5年度教育委員会所管5月補正予算（案）について

松本総務課担当課長が、令和5年度教育委員会所管5月補正予算（案）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（塩谷委員）

これまでの給食の栄養バランスは、今の子供たちにとって十分なものなのか。

(祖父江保健体育課長)

栄養教諭等が献立を考え、子供の栄養の基準を満たすように給食を作っている。

(塩谷委員)

教育情報化推進計画の中でも、健康教育・食育の推進という項目が加えられたことに対して非常に嬉しく思う。子供たちの栄養バランスがしっかりとれる内容になっているのか、アンケート等を行い、よりよい食が子供たちに行き渡るようにしてほしい。

6 請願

請願第3号 「WHO 世界禁煙デー2023」「タバコではなく食べ物が必要」に向けて」の取り組みを求める請願、

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

たばこの害についての研修をどのように行っているのか。

また、禁煙外来への受診勧奨についてはどのように考えているのか

(大谷福利課長)

愛知県教育委員会では、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に向けて厚生労働省から文部科学省経由で通知される依頼文に基づき、県立学校及び市町村教育委員会へ学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進を周知しており、今年度においても、5月1日付けで通知をしている。

各所属においては、その通知文書を活用した職場研修の実施や朝礼、職員会議の場などで喫煙による健康への影響を周知していると考えているが、今後、そういった意図がより明確になるよう文書の表記を工夫したいと考えている。

2点目であるが、事業者として行う喫煙の対策については、「健康増進法」と「労働安全衛生法」に定めがあり、いずれも受動喫煙の防止といったことが定められている。これらの法律に定められた受動喫煙防止対策は引き続き行うが、喫煙については個人の嗜好といった部分があるため、禁煙外来の受診勧奨を行うことまでは考えていない。

なお、定期健康診断の問診票や生活習慣病の予防を目的とする特定健診において喫煙の有無を確認しており、40歳以上の生活習慣病リスクの高い者には、特定保健指導を行い、喫煙に関する指導を含めた生活習慣の見直しをサポートしている。

(岡田委員)

一般人であれば個人の嗜好でいいと思うが、教員の立場として喫煙についてどのように考えるのか。受動喫煙以外にも三次喫煙に対する対策も求められる中で、子供たちの前に立つ教員がどのように自覚をしているのか、そこが問題だと思う。教員として個人の嗜好だから、というのはいかがなものか。何らか

の形で教員の立場として禁煙を進めていく努力をしていく必要があるのではないかと思う。

(河野委員)

現在、子供たちがたばことどのような関係にあり、どのような状況に置かれているのか、研修などで共有していただきたい。

子供たちの身長は、大人がたばこを持つ手があるところに顔がある。大人が考える状況と子供が置かれている状況は違う。今一度教員の立場として、子供たちとたばこの関係について、何らかの機会に共有してほしい。

(塩谷委員)

教員がモラルを持ち、子供たちが周りの中でどのような行動を取るのか、個人個人が考えていける世の中になることが望ましい。

(度會委員)

子供が喫煙をし、そのまま大人になってもやめられないといった依存症の問題もある。たばこについて依存症の一つであるといっても過言ではない、ということを経験者が子供たちに伝えることが、そのような問題を減らすことに繋がるのではないか。学校単位でこういったことを共有する時間を持つことが大事である。

(飯田教育長)

単純に喫煙をやめなければならないといった問題ではなく、教育の場でどうなのかということが前提にある。教員がたばこの害等について自覚を持つように促すことが必要。

子供たちを受動喫煙からどのように守るのか、教員としてどうふるまうべきなのかは考えていく必要がある。また、子供たちに喫煙のリスクについて正しい認識を持たせるために、意識をもって授業を行っていきたい。教育委員会としてもしっかり受け止め、子供たちのためにどのような学校現場を作っていくのか改めて考えていく必要がある。

請願第4号 「熱中症、警戒アラート」等、対応に向けて行事の見直し、および縮小等を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

熱中症事故の発生件数は。

(祖父江保健体育課長)

熱中症で救急搬送された場合に報告されるようになっており、令和4年度は、小学校が1件、中学校、高等学校、特別支援学校が0件であった。

令和3年度は、小学校、中学校が0件、高等学校、特別支援学校が1件であった。新型コロナウイルス感染症による行事の縮小等に伴い発生件数が減少したと考えており、コロナ流行前の令和元年度では、小学校、中学校が3件、高等学校、特別支援学校が6件であった。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられたことに伴い、通常の学校生活が戻ると思われる。しっかり対策がなされるよう、学校にも指導をしていく。

(度會委員)

熱中症が心配される時期において、学校ではどのような対応をしているのか。

(祖父江保健体育課長)

令和2年度に県立学校及び市町村教育委員会に通知した「熱中症予防に向けたガイドライン」では、授業、学校行事等における判断と行動の目安として、温度、湿度、輻射熱から判断するWBGTの数値をもとに行事の可否等を判断するように定めている。WBGTが31度以上の場合は、屋外で身体を動かす活動は中止、難しければ休止、延期、内容の変更等を検討、屋内の活動は内容の変更、中止を検討するよう指導している。

熱中症については、WBGTの数値にかかわらず、本人の体調や水分補給の状況、暑さへの慣れ等が複合的に影響する場合がありますので、各学校において適切に熱中症対策がされるように指導していきたい。

また、熱中症が心配される時期に行事を実施する際は、テントの設置やミストによって体を冷やす、水分補給の時間を定期的に作るということをしている。

(塩谷委員)

暑さ指数の中に天気は含まれるのか。

(祖父江保健体育課長)

天気は入っていない。温度、湿度、輻射熱によって判定を行う。

WBGTが31度のときは気温が35度程度である。湿度等によって汗を発散する割合が変わるので、湿度が高いと熱を発散しにくくなり、熱中症に繋がりがやすくなる。

(塩谷委員)

体調不良や食事を摂っていない、睡眠不足等様々な要因があり、一概に数値だけでは判断できないと思うが、WBGTの数値のみで行事中止はできるのか。現場ではどのような声が上がっているのか。

(祖父江保健体育課長)

県立学校については、すべての学校がWBGT測定器を持っている。数値によって判断しているが、測る場所によっては数値が変わり、試験週間明けは熱中症になりやすい等、生徒自身の体調によっても大きく変わる。教員がしっかり把握し、体調不良のときはすぐに申し出るような体制を整えることが必要。

(塩谷委員)

行事を中止にするか、活動を認めるのかという判断を下すことは難しいと思うが、それ以前に子供たちの体調等を常に把握しておくこと、家庭との連携が大事になってくる。学校外の部分が非常に関連してくると思う。

(岡田委員)

第一に子供の命を考えることは大切であるが、学校活動の中止、変更すると

いうことに躊躇する場合が当然ある。学校独自の対策として、テントやミスト、扇風機の設置を行いながら学校活動を継続しようとしていると思われるが、それらに対する補助は考えていないのか。

(祖父江保健体育課長)

学校活動継続の方法を学校に伝えることはできるが、補助等は考えていない。

(河野委員)

万が一熱中症等が起きたときは、原因を分析することが必要である。各学校の判断の参考になるかもしれないので、どのような状況で起きたのかという前後の分析をしていただきたい。

(飯田教育長)

県教育委員会では、熱中症に対するガイドラインを作成しており、現場でも十分認識していただきながら学校運営を行ってほしい。

その際、熱中症への分析や検証を行い、熱中症が大事故に繋がらないよう注意をしていく必要がある。

請願第5号 教育委員会及び学校の管理職（校長、教頭等）、モンスターペアレントを教職員等が直接訴えることができ、独自に調査することができる外部機関（弁護士等）又は教育委員会事務局内で誠実かつ公正に対応できる部署の新設について求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

教職員の相談窓口はどこか。

(長坂教職員課長)

県立学校の職員の場合は教職員課県立学校人事グループが窓口となっている。

その他、総務課総務・広報グループ及び外部処理者として弁護士が窓口となる公益通報制度、人事委員会が窓口となる職員からの苦情相談制度がある。

(塩谷委員)

これまでに、管理職についての相談事例はあるのか。

(長坂教職員課長)

具体的な事例をこの場ですぐに確認できないが、あったものと認識している。

(塩谷委員)

日頃からの職員及び教員と教育委員会との信頼関係が大事になってくると思う。非常に難しいとは思いますが、誠意をもって対応をする、子供たちに対しても保護者に対しても一つのチームとして対応し、解決へ導いていけるような雰囲気を作っていくしかないのではないかと。

(河野委員)

保護者との対応が難しい状況が出てきた場合や、何らかのトラブルが起きそうな場合、具体的にはどういった対応をしているのか。

(橋本高等学校教育課長)

通常、保護者への対応はまずは担任、対応が困難であれば学年主任及び生徒指導担当教員等と相談しながら、さらには管理職が一緒になって学校として組織的に対応していくようにしている。

それでも難しければ、スクールロイヤー、県の弁護士にも相談をしながら対応できる体制としている。

(岡田委員)

相談できる体制があるということではあるが、しっかりと機能しているのか。教職員が活用できるようなシステムができていないのではないのか。

(長坂教職員課長)

周知不足ということもあると思うので、こういった制度があり、対応できるということをしかりと周知してまいりたい。

7 議案

第17号議案 令和5年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

橋本高等学校教育課長が、令和5年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

9月22日(金)合格者の入学日及び卒業日はいつになるのか。

(橋本高等学校教育課長)

後期からの入学となり、10月である。

卒業は、定時制であるので4年半後となるが、3年間で卒業できる単位を取得できれば、最短で3年半後の3月に卒業することになる。

第18号議案 令和6年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について

橋本高等学校教育課長が、令和6年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

出願資格は令和6年3月卒業見込みの者ということであるが、専攻科は何年制となるのか。

(橋本高等学校教育課長)

2年制である。

(岡田委員)

資格としては、短大卒となるのか。

(橋本高等学校教育課長)

高等学校卒業資格となる。また、短大や大学へ編入できる制度があるので、編入学をすることで短大、大学卒業資格を得ることになる。専攻科での学習内

容を単位として認める大学もあるので、大学の3年生や2年生に編入している場合もある。

第19号議案 令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について
水谷義務教育課長が、令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題 訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

協議題 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として度會委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、「WHO 世界禁煙デー2023」「タバコではなく食べ物が必要」に向けて」の取り組みを求める請願、及び「熱中症、警戒アラート」等、対応に向けて行事の見直し、および縮小等を求める請願について、山本耕一氏から、教育委員会及び学校の管理職（校長、教頭等）、モンスターペアレントを教職員等が直接訴えることができ、独自に調査することができる外部機関（弁護士等）又は教育委員会事務局内で誠実かつ公正に対応できる部署の新設について求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名